

第7回洲本市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成27年2月27日（金） 午後7時00分～8時00分

場 所：洲本市健康福祉館3F 会議室

出席委員（13名）

戸江会長、松山副会長、高田委員、須恵委員、久保委員、豊島委員、三倉委員、柳委員、稲谷委員、三宅委員、大東委員、嶽肩委員、藤井委員

欠席委員（0名）

事務局（8名）

福祉課：加藤課長、郡参事、山家、近本、岩田
学校教育課：美濃課長 社会教育課：津守

コンサルタント

日本出版：本間

- 次 第
1. 開 会
 2. 会長あいさつ
 3. 協議事項
 - (1) パブリックコメントの結果について
 - (2) 洲本市子ども・子育て支援事業計画（最終原案）について
 4. その他
 5. 閉 会

1. 開会

事務局より資料確認

- ・会議次第
- ・第7回 洲本市子ども・子育て会議 配席図
- ・資料1 第6回洲本市子ども・子育て会議 議事録（案）
- ・資料2 「洲本市子ども・子育て支援事業計画（素案）」のパブリックコメント結果について
- ・資料3 洲本市子ども・子育て支援事業計画（最終原案）
- ・資料4 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について
- ・追加資料 洲本市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

2. 会長あいさつ

2-2. 議事録（案）の確認

事務局より資料1に基づいて説明

戸江会長：ありがとうございます。議事録（案）の承認をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（承認）

戸江会長：ありがとうございます。それでは、第6回の議事録については、承認となります。

3. 協議事項

戸江会長：続きまして、次第の協議事項（1）「洲本市子ども・子育て支援事業計画（素案）」のパブリックコメント結果について、事務局の方から説明をお願いします。

（1）「洲本市子ども・子育て支援事業計画（素案）」のパブリックコメント結果について事務局より、資料2に基づいて説明

- ・ 前回の会議では、幅広く意見を募ることができるようにとの意見をいただいたことを踏まえて、資料に示している日程及び閲覧場所においてパブリックコメントを実施させていただき、周知についても、資料に示している通りさせていただいた。しかしながら意見は寄せられず、0件であった。結果の公表については、洲本市ホームページで意見が無かった旨を公表させていただいている。

戸江会長：ありがとうございます。意見が全く無かったということですが、これは記名ですか。

事務局：記名です。

戸江会長：記名ということでハードルが上がるのかもしれませんが、意見が0件というのは、内容的に充実していたものと捉えていいのでしょうか。

事務局：同時期に、障害福祉課で障害福祉計画のパブリックコメントを実施しましたが、2名の方から4件の意見をいただきました。市民の方が見ていないというわけではないと思います。

戸江会長：意見が無かったことについて、どのように評価すべきか難しいところですが、姫路市では2週間ほど前にパブリックコメントを実施して、いろいろ意見が寄せられました。人口規模の違いはありますが、一面的な見解が集中するといったことはありませんでした。そこで寄せられた意見に対応して、1か所、若干の修正を行いました。

大きな問題点は無かったです。洲本市の場合は市民の方が見たものの、おそらく問題は無かったのだらうと思います。結果が0件ということについて、他に意見・質問はございませんか。

特に無いかと思しますので、この協議はここで確認いただき、今後の作業を進めさせていただくということによろしいでしょうか。

(承認)

戸江会長：ありがとうございます。次は協議事項(2)「洲本市子ども・子育て支援事業計画(最終原案)」について事務局より説明をお願いします。

(2) 洲本市子ども・子育て支援事業計画(最終原案)について

事務局より、資料3と追加資料に基づいて説明

- ・資料3については、第6回会議で寄せられた意見を反映して、パブリックコメント実施前に委員にお示しさせていただいた。それを踏まえてパブリックコメントを実施させていただいた。今回の資料は意見が0件であったため、その資料をお示ししている。また、用語解説等の参考資料について追加させていただいている。追加資料の概要版については、要点をピックアップして内容を凝縮したものである。幅広く関係機関に配布し、広報・啓発させていただく。審議の方をよろしく願います。

戸江会長：ありがとうございます。それでは、「洲本市子ども・子育て支援事業計画(最終原案)」についてですが、最後に何かあればご意見・ご質問をお願いします。いかがでしょうか。68・69ページの用語解説の確認ですが、最初の用語「子ども・子育て関連3法」に「子ども・子育て支援法」(以下、法という。)とありますが、2つ目の「幼保連携型認定こども園」については認定こども園法第2条、それ以降の用語については、子ども・子育て支援法ということによろしいですか。

事務局：はい。

戸江会長：用語解説については、細かい用語を入れようとするとうどんどん増えてしまいますが、関連法律に基づくものみの記載となっています。よろしいでしょうか。場合によっては細かい誤字等、字句の修正があるかもしれませんが、私と事務局に任せさせていただき、特に何も無いようでしたら、最終原案について確定でよろしいでしょうか。

(承認)

戸江会長：ありがとうございます。それでは最終原案についても承認とさせていただきます。

この洲本市子ども・子育て支援事業計画の策定は、平成 25 年 8 月 27 日開催の第 1 回洲本市子ども・子育て会議が開かれ、洲本市長から諮問された案件になります。この度委員の最終確定原案の確認が取れましたので、3 月 3 日（火）の夕刻に私の方から市長へ答申書を提出したいと思っております。その後、答申書の写しを委員の皆様へ送付させていただきます。重ねてになりますが、字句の修正等若干の修正をさせていただく場合もありますが、内容について変更になるものではございませんのでよろしくおねがいします。それでは「その他」について事務局より説明等がありますので、事務局より説明をお願いします。

4. その他

事務局より、資料 4 に基づいて説明。

・報告になるが、国の利用者負担の考え方と市の考え方の案を示させていただいている。国の利用者負担の考え方については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めること（応能負担）とされている。現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなっている。1 号認定の利用者負担については、市においても、基本的にはそれに準ずる考え方であり、利用時間やサービス内容による不公平が生じないように考慮した料金設定を行う。2 号認定・3 号認定について、保育標準時間は、現行の市基準の利用者負担を基本とし、保育短時間は、標準時間の利用者負担の概ねマイナス 1.7%（国基準の比率）の額に設定する。国の基準に準拠し、従来は所得税額であった所得階層区分の税額を市民税額とする。また、今回の新制度に合わせて、所得階層区分に最上位階層を設ける。2 号認定（3 歳児・4 歳以上児）については、一定階層から給付単価を上限に負担額を設定する。

戸江会長：ありがとうございます。何かありますか。柳委員、いかがでしょうか。

柳委員：幼稚園が高くなり、保育所が抑えられる印象がありますが、全体での予算は担保できていますか。新制度に変わって、これまでの予算より膨らむだろうと推測されますが、予算の裏づけはいかがでしょうか。支出が増えることにはなるかと思いますが。

事務局：今回の料金体系になることで、入ってくる分は減ります。わりと大きな額になることが予測されます。3～5 歳の同時保育を無料にしましたので、その分の減収もちろんです。施設型給付としてみなさんにお出しする分は今まで通り出していきますので、その差はやはり市の負担となります。事業をやっている方への直接的な影響は無いと考えていただけるかと思いますが。

柳委員：洲本市の予算の裏づけはいかがですか。

事務局：税や一般財源の投入を行っていきます。他の事業を圧縮して、こちらへ回すことにもなりますし、国から、税金が増えた分だけ何らかの配分が回ってくることも考えられますので、投資として考えることも可能かと思えます。

柳委員：もう一点、洲本市で幼稚園就園奨励費ができる見通しはありますか。

事務局：なかなか難しい問題かと思えます。今後は検討していきたいです。

三倉委員：3歳以上児の扱いは2号認定に限るのですか。

事務局：2号認定は、満3歳児からになります。年度途中で3歳になることで2号に変わります。今回の考え方は3歳児ということで、2歳のお子さんが年度途中で3歳になっても2歳児という考え方をさせていただくので、その年度は対象外ということになります。4月1日時点で3歳ということです。今の保育料の考え方と同じです。

柳委員：ちなみに1号は対象外になるのですか。

事務局：今回は1号の半額の基準が、国の基準の小学校3年生へと範囲が拡大されています。つきましては、範囲が合わないため、対象外となります。

三倉委員：もし、保護者の方がそのことを知ると、移り動かないかなと思います。3歳までは保育所で、4歳から1号に行く方もいるのではないかと思います。1号は対象外ということによろしいですか。

事務局：そうです。

三倉委員：平成27年度からということですか。

事務局：そうです。

戸江会長：難しいですね。兵庫県全域で、公立幼稚園はだいたい6,000円台ですが、姫路市は3年で上がっています。5年で国に近づけますが、公立幼稚園は私立の6割を限度ということで非難を受けています。同じような感覚でいくと、公立は私立の7割ぐらいでしょうか。姫路よりは健全かと思えます。この制度が始まる時点で公立と私立が同額だということでは倉敷市など、いくつかの市があります。状況や市の伝統もありますが、なかなか難しい問題であります。基本的には、私立の額に近づけていくということでもあります。

松山副会長：質問ですが、洲本市の保育所保育料の階層の一番多いところはどこになりますか。

事務局：大まかな計算ではありますが、旧のところD1が多いかと思います。

松山副会長：あとは新しく④や⑤が多くなってくるということで。

事務局：そうですね。国が基準を示した考え方としては、お子さん2人のいらっしゃる家庭などでは、年度ごとの階層の上がり下がりはあるかと思います。

松山副会長：それを踏まえて、市の案でいう3歳未満児の保育標準時間と、その階層の金額が、市として金額的に柔らかくならないものかと思います。意見として聞いていただければということです。一般的には3歳児の負担感は強くあるかと思うので、その点に対する公的な費用負担があれば、さらにこの計画に合うのかと思いました。

事務局：ありがとうございます。

戸江会長：保護者の方はいかがですか。今までよりは少し低くなりますね。

事務局：基本的には現行料金よりも下がります。4・5歳児では、保護者の利用いただく内容が現行の5:30から、6:30まで1時間長く利用いただけます。そういった点では負担が減るかと思います。

戸江会長：保育料の軽減は国の基準に基づいています。1号認定と2・3号認定の違いがあります。議論があったところかとは思いますが。

松山副会長：公立幼稚園の保育料が上がるということですか。入園申し込みにあたって、事前に説明はされるものですか。

事務局：募集の時に国の公定価格が決まっていなかったこともありまして、変更になる可能性もあるということで説明をさせていただきました。そして、国の公定価格が決まってから、2月中旬くらいに説明会を行いました。

松山副会長：保育所は元々応能負担ということで、歳によって保育料に若干の高低が出ます。幼稚園は応益負担から応能負担に変わるので、慣れていない方は多いと思います。新しい仕組みになるので、注意深くする必要があるかと思います。

三宅委員：洲本市の多子世帯で、就学前の範囲で、3人目以降同時入所の場合、幼稚園・保育所が無料となっていますが、この範囲が広がることについてはいかがですか。できれば南あわじ市のようにするとか。

事務局：現時点ではお示ししている考え方でありまして。おそらく、今後はそういう質問をたくさん受けるであろうと思います。洲本市では世代間の公平性を考慮しています。例えば、南あわじ市と洲本市の財政力を比較したときに、そんなに差はないかと思えます。南あわじ市でできることは洲本市でもできるでしょう。しかし、将来の子どもに負担を残すことになると、この事業をする意味が無くなると思えます。仮に洲本市も南あわじ市と同じように無料にしたとすると、いろいろなところで借金を重ねることになりかねません。そのようなことは避けたく思っています。このことは財政規律といいますが、現状と照らし合わせながら、洲本市にできることを精一杯やるのが大事だと考えています。

松山副会長：南あわじ市の仕組みについては大まかにしか示されてないので、細かくみると疑問に思うところがあります。以上児の中を含めるのか、未満児の中を含めないかなど、細かいところについても南あわじ市はテクニックがありますので、そこを見極めて洲本市ならではの負担軽減をお願いしたいです。比較されることは増えるでしょうが、洲本市独自の方向性を見出して、負担の軽減策の構築をお願いします。

事務局：認定こども園の話も出てきましたが、3月3日に施政方針で、市長が何らかの方向性を示すかと思えますので、しばらくお待ちいただきたい。

松山副会長：確かに南あわじ市は延長保育が少ないですから。洲本市の方向性をお願いします。

柳委員：利用者負担額について、他市と比べるとどれくらいなものでしょうか。

事務局：他市とは比べていないですが、概ね現行の水準だとは思っています。その違いかと思えます。隣の淡路市は大きな変化は無いです。申し訳ないですが島外は把握していません。

戸江会長：事務局からも話がありましたが、これからの洲本の子どもに、軽減策がどのように影響を与えていくのか、そして社会の公平性など、いろいろなことを考えながら料金設定をしないといけない。こういった内容で洲本市の報告がありました。意見がたくさんありましたが、洲本市の基本的な考え方です。いくつか意見がありましたが、軽減策をもう少しがんばっていただきたいという意見だったかと思えます。

以上、事務局からの報告でした。子ども・子育て会議としては、以上になります。

事務局：先ほど、事業計画の最終原案の承認をいただき、ありがとうございます。軽微な修正については、会長と協議させていただきます。そして、3月3日には市長へ答申書を提出させていただきます。その後、速やかに答申書の写しを送付させていただきます。今後の洲本市子ども・子育て会議の開催予定についてですが、この事業計画の推進に向けて、各事業が円滑に実施されるよう、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく場として適宜開催する予定としています。本年度は、今後本事業計画の大きな変更がない限り、開催予定はありません。来年度以降に開催の時には、ご案内させていただくこととなりますので、案内の際は、ご出席の程宜しくお願い致します。1年7か月にわたる審議等、ありがとうございました。今後ともご支援のほど、よろしくお願い致します。以上で説明を終わらせていただきます。

戸江会長：平成25年の8月から2年の任期になりますので、平成27年の7月までが任期となります。重大な変更が出てきた場合は、会議を開催するということです。いろいろな意見をいただき、よりよい事業計画ができたかと思います。ありがとうございました。他にないようでしたら、以上を持ちまして、これで本日の会議を閉会いたします。大変長らくのご審議ありがとうございました。

5. 閉会

以上